

第100期 中間決算公告

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	185,321	預 金	6,038,252
コ ー ル ロ ー ン	766	譲 渡 性 預 金	191,826
買 入 金 銭 債 権	13,065	コ ー ル マ ネ ー	98,695
特 定 取 引 資 産	1,594	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	19,063
金 銭 の 信 託	2,992	借 用 金	46,435
有 価 証 券	1,597,948	外 国 為 替	78
貸 出 金	4,871,119	社 債	77,000
外 国 為 替	3,706	信 託 勘 定 借	7
そ の 他 資 産	42,460	そ の 他 負 債	33,843
有 形 固 定 資 産	117,757	未 払 法 人 税 等	326
無 形 固 定 資 産	2,330	リ ー ス 債 務	232
繰 延 税 金 資 産	52,425	そ の 他 の 負 債	33,284
支 払 承 諾 見 返	56,418	退 職 給 付 引 当 金	10,366
貸 倒 引 当 金	△ 48,882	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	798
投 資 損 失 引 当 金	△ 12,336	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	757
		偶 発 損 失 引 当 金	1,238
		特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	20
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,010
		支 払 承 諾	56,418
		負 債 の 部 合 計	6,596,811
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	85,684
		資 本 準 備 金	85,684
		利 益 剰 余 金	89,848
		利 益 準 備 金	61
		そ の 他 利 益 剰 余 金	89,786
		圧 縮 積 立 金	3
		別 途 積 立 金	81,422
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,360
		自 己 株 式	△ 622
		(株 主 資 本 合 計)	(260,656)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,177
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	28,043
		(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	(29,221)
		純 資 産 の 部 合 計	289,877
資 産 の 部 合 計	6,886,689	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,886,689

中間損益計算書 〔 平成21年 4月 1日から
平成21年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		78,434
資 金 運 用 収 益	62,871	
(うち貸出金利息)	(52,955)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,721)	
信 託 報 酬	4	
役 務 取 引 等 収 益	11,847	
特 定 取 引 収 益	40	
そ の 他 業 務 収 益	1,813	
そ の 他 経 常 収 益	1,855	
経 常 費 用		66,156
資 金 調 達 費 用	9,685	
(うち預金利息)	(7,293)	
役 務 取 引 等 費 用	5,728	
そ の 他 業 務 費 用	1,348	
営 業 経 費	38,179	
そ の 他 経 常 費 用	11,215	
経 常 利 益		12,277
特 別 利 益		1,315
特 別 損 失		501
税 引 前 中 間 純 利 益		13,091
法人税、住民税及び事業税	40	
法 人 税 等 調 整 額	4,758	
法 人 税 等 合 計		4,798
中 間 純 利 益		8,292

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,460百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理
----------	---------------------------------------------------------------

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 特定債務者支援引当金

特定債務者支援引当金は、支援先である特定債務者の再建計画に基づき、将来発生する可能性のある支援額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 50,461 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 10,250 百万円、延滞債権額は 130,657 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 396 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,879 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 160,184 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 37,550 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 51 百万円

有価証券 359,471 百万円

担保資産に対応する債務

預金	20,856 百万円
コールマネー	69,900 百万円
債券貸借取引受入担保金	19,063 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 151,852 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産のうち保証金は 2,951 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,600,145 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,587,190 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法（昭和 44 年公布法律第 49 号）及び同条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 66,890 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 45,500 百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債 77,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 15,577 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 320 円 46 銭
15. 単体自己資本比率（国内基準） 10.10%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3,685 百万円、貸倒引当金繰入額 3,625 百万円及び株式等償却 2,446 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 10 円 42 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 9 円 37 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	37,280	38,984	1,703
地方債	8,201	8,350	149
社債	1,996	2,029	32
その他	3,000	2,854	△145
外国債券	3,000	2,854	△145
合計	50,478	52,218	1,739

(注) 時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,719	99,499	779
債券	1,095,853	1,104,593	8,740
国債	463,825	468,705	4,879
地方債	152,925	154,736	1,811
社債	479,102	481,151	2,049
その他	263,135	255,486	△7,648
外国債券	205,382	205,124	△257
その他	57,752	50,362	△7,390
合計	1,457,708	1,459,579	1,871

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式2,377百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「国債」の中間貸借対照表計上額及び「評価差額」が7,179百万円それぞれ増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

4. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式及び出資金	50,130
関連法人等株式	330
その他有価証券	
非上場株式	16,327
非公募事業債	18,670
その他	2,430

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	1,002	1,002	—

（注）中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	25,488百万円
会社分割により交付を受けた子会社株式	32,411
退職給付引当金	3,900
減価償却の償却超過額	1,927
投資損失引当金	4,984
税務上の繰越欠損金	24,316
その他	10,224

繰延税金資産小計 103,252

評価性引当額 △ 50,130

繰延税金資産合計 53,121

繰延税金負債

固定資産圧縮積立額 △ 2

繰延ヘッジ損益 △ 0

その他有価証券評価差額金 △ 693

繰延税金負債合計 △ 696

繰延税金資産の純額 52,425百万円

(重要な後発事象に関する注記)

当行は、当行の連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成 21 年 11 月 6 日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

(1) 結合企業の名称

株式会社西日本シティ銀行

(2) 被結合企業の名称

株式会社長崎銀行

(3) 対象となった事業の内容

株式会社長崎銀行の有価証券投資事業

2. 企業結合の法的形式

株式会社長崎銀行を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割。

3. 結合後企業の名称

株式会社西日本シティ銀行

4. 取引の目的を含む取引の概要

(1) 取引の目的

当行グループ内の業務を集約することによる効率化を図るとともに、株式会社長崎銀行が地域金融機関として、金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の発展に今後さらに貢献することで当行グループの競争力強化を図ることを目的としております。

(2) 取引の概要

当行及び当行連結子会社である株式会社長崎銀行は平成 21 年 9 月 28 日開催の取締役会において株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を当行に会社分割により承継する決議を行い、同日に両行間で吸収分割に関する契約を締結し、平成 21 年 11 月 6 日を効力発生日として、会社分割を行いました。

5. 実施した会計処理の概要

当該吸収分割においては、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 最終改正平成 19 年 11 月 15 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

信託財産残高表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
有形固定資産	1,539	包括信託	1,670
銀行勘定貸	7		
現金預け金	124		
資産の部合計	1,670	負債の部合計	1,670

（注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。